

QRコードをスマートフォンやタブレットで読み取ると、各議員の一般質問の動画が視聴できます。

創世会
石川 紀子**放課後児童クラブに6年生まで受け入れる考えは**

Q 市内38か所ある放課後児童クラブは、場所によって利用できる学年が違う。フルタイム等で働く家庭では、子どもが安心して過ごせるように、6年生まで受け入れる考えはあるのか伺う。

定員超過の解消を優先し、受け入れを進めていく

A 6年生まで受け入れができない主な理由は、施設の面積の不足であり、3年生や4年生でクラブの定員を超過していると認識しています。定員超過の解消を優先し、解消後に6年生の受け入れを進めていきます。

放課後等デイサービスを利用したい時どうすればいいのか

Q 障がいのあるお子さんや、発達に特性のあるお子さん、支援が必要なお子さんが放課後等デイサービスを使いたい場合、どのような流れで利用できるのか伺う。

**掛川市から受給者証が発行され、利用開始となる**

A 事業所見学後、福祉課で面接と申請をし、「障害児支援利用計画」を障害児相談支援事業所または保護者で作成し提出していただきます。福祉課で審査後、受給者証が発行され利用が開始されます。対象は学校に通う、支援が必要なお子さんであり、掛川市では特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室に通っている場合や、療育手帳などをお持ちの場合にサービスを利用できます。それらに該当しない場合、医師の意見書により、サービスが必要と判断されれば利用することができます。

創世会
鷺山 記世**持続可能な協働のまちづくりとは**

Q 「自治会とまちづくり協議会の違いがわからない」と思いながらも、市民の皆様には日々手探りで協働のまちづくりのためにご尽力いただいている。両者の違い、関係性について見解を伺う。

市民の皆様へ役割の違い等周知に努めていく

A 自治会は、最も基礎的な地域による組織で、住民相互の親睦や区域内の生活環境を保全するなどの活動をしています。一方、地区まちづくり協議会は、概ね小学校区を範囲として、自治会だけでは対処が難しい課題の解決に向けて取り組むなど自治基本条例の理念である「市民主体による協働のまちづくり」を具体的に進めるための組織です。市民の皆様へ役割の違い等

周知に努めていきます。

誰一人取り残されないための情報発信とは

Q 福祉に関する行政サービスは市民自らが手続きをすることによって享受できる。出生から死亡まで各世代でどのような手続きが生じるか、中学生でもわかるサイトが必要と考えるが見解を伺う。

全ての人が利用しやすいホームページを目指していく

A 掛川市公式ホームページは、すべての人が確実に情報を取得できること、知りたい情報に容易に到達できるように配慮するよう、ガイドラインのもと運用しています。トップページに「目的別ガイド」を設け、ライフイベントごとに手続きを集約しています。今後も、利用しやすいホームページを目指していきます。

